

第36回

令和4年5月10日(火)

抵当権変更・更正登記

被担保債権の変更

債権額の変更

債権額の変更の可否

債権額の変更登記の当事者

債権額の変更登記の利害関係人

債権額の変更の登記手続

登記の目的

登記原因及びその日付

添付情報

登録免許税

利息・損害金の変更・更正登記

利息の特別の登記

債務者の変更

債務引受による変更

免責的債務引受

重畳的債務引受

債務の承継による変更

相続による債務の承継

遺産分割協議による債務の承継

債務者の相続人相互の間での債務引受

合併による債務者の変更登記

会社分割による債務者の変更登記

債務者の変更登記における設定者の印鑑証明書の添付の要否

その他の原因による債務者の変更・更正登記

連帯債務者の1人に対する債務免除による抵当権変更登記

抵当権の債務者の更正登記

抵当権の債務者の氏名または住所の変更・更正登記

その他の抵当権変更

抵当権の効力を所有権全部に及ぼす変更

抵当権変更登記としなければならないかどうかについて

共有不動産上の抵当権の効力を共有者の1人の持分につき消滅させる場合の変更登記

抵当権の一部移転登記後、準共有者の一方の債権が弁済された場合の変更登記

抵当権の更正登記

抵当権者の更正登記

登記原因の更正登記